

名桜大学大学院国際文化研究科研究生規程

(平成23年3月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則第48条に規定する国際文化研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると認められた者

(事前協議)

第3条 研究生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、予め指導を受けたい教員（以下「指導教員」という。）と協議し、指導の承諾を受けなければならない。

2 指導教員は、特別な事情のある場合を除き、志願者と面接を行い、その結果、指導教員となることを承諾した場合は、承諾書（兼）推薦書を志願者に交付するものとする。

(出願書類)

第4条 志願者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 履歴書
- (3) 学力判定に必要な書類
 - ア 出身大学又は大学院の卒業／修了（見込み）証明書
 - イ 出身大学又は大学院の成績証明書及び研究業績目録
- (4) 指導教員の承諾書（兼）推薦書
- (5) 大学院進学希望調査
- (6) 経費支弁調書（外国人留学生のみ）
- (7) 日本語能力又は英語能力の証明書（本学卒業生を除く外国人留学生のみ）
- (8) 所属長の承認書（在職中の者のみ）
- (9) その他、研究科長が必要と認める書類

(研究生の選考)

第5条 研究生の選考は、研究科委員会が行う。

- 2 選考は、原則として書類審査により行う。
- 3 前項の規定に関わらず、必要と認められる場合は、面接、学力試験等を課すことができる。

(入学手続き及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学の手続きを行わなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に研究生として入学を許可する。

(入学の時期)

第7条 研究生の入学時期は、学期の始めとする。

(研究生の在学期間)

第8条 研究生の在学期間は、1年以内とする。

2 研究生が在学期間終了後、なお引き続き研究の継続を希望するときは、在学期間終了日の30日前までに次に掲げる書類により研究科委員会の議を経て研究科長の許可を受けなければならない。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

(検定料、入学科、授業料等)

第9条 研究生の検定料、入学科及び授業料の額は、名桜大学学則第37条及び名桜大学諸納入金規程の定めるところによる。但し、前条第2項の規定による研究継続の場合は、検定料及び入学科は徴収しない。

2 実験及び実習等に要する経費は、別に負担させることができる。

(研究指導・授業科目の履修等)

第10条 研究生は、毎週、指導教員が指定した日時に研究指導を受けなければならない。

2 指導教員が必要と認めた場合は、学群・学部又は研究科の授業科目担当教員の承諾を得て、当該授業科目を聴講生として履修することができる。但し、聴講生としての履修料は免除する。

3 授業科目の履修において単位の修得を希望する場合は、科目等履修生として登録し、規定の履修料を支払わなければならない。

4 前項の規定により科目等履修生として履修した研究科の授業科目については、履修した者が研究科の正規学生として入学した場合は、大学院学則第36条の規定に従い、研究科の修了単位として認定を申請することができる。但し、認定される単位は10単位までとし、演習科目は申請できないものとする。

(研究指導、授業科目の履修に関する外国人留学生の特例)

第11条 外国人留学生は、前条に規定する研究指導及び授業科目の履修について、1週間

につき合計して10時間（7コマ）以上の学修を行わなければならない。

（施設等の利用）

第12条 研究生は、指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の施設及び設備を利用することができる。

（研究計画書・研究成果報告書の提出）

第13条 研究生は、指導教員の指示に従い、研究計画書及び研究成果報告書を研究科長に提出しなければならない。

（研究証明書、研究修了証書等）

第14条 研究科長は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

2 学長は、研究科委員会の審査により、相当の成績があると認められた者に研究修了証書を授与する。

3 前項の審査は、指導教員の申請により開始する。

（検定料、入学料及び授業料の取扱い）

第15条 既納の検定料及び入学料は還付しない。

2 授業料の取扱いについては、名桜大学学則第37条から第37条の4の規定を準用する。

（学内規則等の準用）

第16条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学内規則等を準用する。

（補則）

第17条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。